

東京都江戸東京博物館資料収蔵委員会設置要綱

14生文振事第12号
平成14年4月1日
15生文振事第1109号
平成16年3月26日改定
18生文振企第223号
平成18年7月25日改定
18生文振企第771号
平成19年4月2日改定
22生文総総第825号
平成22年7月9日改定
25生文企第964号
平成26年4月1日改定
29生文企第713号
平成29年8月1日改定
3生総総第2076号
令和4年4月1日改定
4生文文第506号
令和4年8月1日改定
6生総総第2818号
令和7年4月1日改定

(設置)

第1 東京都江戸東京博物館（以下「博物館」という。）の、博物館資料の収集に必要な事項についての調査検討並びに同資料の購入及び受贈等に伴う価格評価並びに建造物の野外収蔵に必要な事項の調査検討を適正かつ円滑に行うことを目的として、東京都江戸東京博物館資料収蔵委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2 この要綱にいう博物館資料とは、野外収蔵施設を除き、次に掲げるものをいう。

- (1) 博物館の展示の用に供する資料
- (2) 博物館の研究の用に供する資料
- (3) 博物館で保存することが望ましい資料
- (4) その他博物館にとって必要な資料

2 この要綱にいう評価対象資料とは、前項に掲げる資料で購入及び受贈等にかかるものをいう。

(所掌事項)

第3 この委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 博物館資料の購入に係る調査検討

- (2) 博物館資料の寄贈及び6か月以上の寄託の受入に係る調査検討
 - (3) 評価対象資料の価格評価
 - (4) 野外収蔵施設の収蔵及び管理運営に係る事項の調査検討
 - (5) その他博物館資料の収集及び建造物の野外収蔵に必要な事項の調査検討
- (構成)

第4 委員会は、学識経験を有する者のうちから、生活文化局長（以下「局長」という。）が委嘱する委員37名以内で構成する。

2 第3に規定する業務を行うために必要があるときは、委員会に局長が委嘱する臨時委員を置くことができる。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残余期間とする。ただし、通算4期8年を限度として再任を妨げない。

(部会の設置)

第5 委員会に次の部会を置く。

- (1) 東京都江戸東京博物館資料収集部会（以下「収集部会」という。）
 - (2) 東京都江戸東京博物館資料評価部会（以下「評価部会」という。）
 - (3) 東京都江戸東京博物館野外収蔵部会（以下「野外収蔵部会」という。）
- (収集部会)

第6 収集部会は、局長が指名する委員及び臨時委員15人以内で構成する。ただし、調査検討に係る博物館資料に利害関係を有する者を除く。

2 収集部会は、第3の(1)及び(2)に規定する業務を行う。ただし、必要があるときは博物館資料の種類に応じて、部会の中に3以内の専門部会を置くことができる。

3 前項ただし書に規定する専門部会は、収集部会に属する委員及び臨時委員のうちから局長が指名する5人以内で構成する。

(評価部会)

第7 評価部会は、局長が指名する委員及び臨時委員21人以内で構成する。ただし、評価対象資料に利害関係を有する者を除く。

2 評価部会は、第3の(3)に規定する業務を行う（一点の予定価格が30万円未満のものについては、評価対象資料から除く。）。ただし、必要があるときは評価対象資料の種類に応じて、部会の中に3以内の専門部会を置くことができる。

3 前項ただし書に規定する専門部会は、評価部会に属する委員及び臨時委員のうちから局長が指名する5人以内で構成する。

(野外収蔵部会)

第8 野外収蔵部会は、局長が指名する委員及び臨時委員7人以内で構成する。ただし、調査検討に係る野外収蔵施設に利害関係を有する者を除く。

2 野外収蔵部会は、第3の(4)に規定する業務を行う。

(委員長及び副委員長)

第9 委員会並びに収集部会、評価部会及び野外収蔵部会の各部会（以下「各部会」という。）に、必要に応じ委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会を主宰し、会務を総理し、その結果を文書で局長に報告するものとする。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
(招集等)

第10 委員会及び各部会は、局長が招集する。

2 委員会及び各部会は、必要に応じ、東京都職員等関係者の出席を求めることができる。
(公開等)

第11 委員会及び各部会は原則として公開で行うものとする。ただし、次の各号に掲げる事項については非公開とする。

(1) 第3の(3)に係る事項

(2) 委員会及び各部会が非公開と決定した事項

2 委員会及び各部会の会議録等は、原則として開示する。ただし、次の各号に掲げる事項については一部開示、又は非開示の取扱いとする。

(1) 第3の(3)に係る事項

(2) 委員会及び各部会が一部開示又は非開示と決定した事項

(庶務)

第12 委員会の庶務は、生活文化局文化振興部において処理する。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか、委員会及び各部会の運営に必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

1 「東京都江戸東京博物館資料収集委員会設置要綱」、「東京都江戸東京博物館資料評価委員会設置要綱」及び「東京都江戸東京博物館野外収蔵委員会設置要綱」は廃止する。

2 廃止する「東京都江戸東京博物館資料収集委員会設置要綱」に基づき就任していた委員は、任期の残余期間を本要綱に基づく委員として引き継ぎ、収集部会に属するものとする。

3 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。